

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第3四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
1	舞洲工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	舞洲工場	(株) 福島製作所	15,246,000	令和7年10月3日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
2	北港処分地 廃水処理施設整備工 事	機械器具設置 工事	北港事務所	(株) タクマ	17,050,000	令和7年10月21日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
3	八尾工場クレーンバケット整備工事	機械器具設置 工事	八尾工場	(株) 福島製作所	13,761,000	令和7年10月22日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
4	八尾工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	八尾工場	(有) サヌキ環境エンジ ニアリング	19,800,000	令和7年10月23日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
5	東淀工場焼却設備中間点検整備工 事	機械器具設置 工事	東淀工場	カナデビア (株)	66,825,000	令和7年10月29日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
6	平野工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	平野工場	富士ホイスト工業 (株)	11,550,000	令和7年11月21日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
7	平野工場DCS更新工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング (株)	462,000,000	令和7年11月21日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
8	舞洲工場焼却設備電動シャッター修 繕	建具工事	舞洲工場	文化シャッターサービス (株)	990,000	令和7年12月3日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
9	平野工場クレーン設備整備工事（そ の2）	機械器具設置 工事	平野工場	富士ホイスト工業 (株)	14,300,000	令和7年12月5日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
10	舞洲工場ごみピット火災検知装置整 備工事	消防施設工事	舞洲工場	能美防災 (株)	9,790,000	令和7年12月5日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
11	舞洲工場クレーン設備整備工事	機械器具設置 工事	舞洲工場	富士ホイスト工業 (株)	7,920,000	令和7年12月5日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号	K 6
12	平野工場1号炉ボイラー設備緊急復 旧工事	清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング (株)	2,200,000	令和7年12月5日	地方自治法施行令第167 条の2第1項第2号及び 第5号	K 6, K 9

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和7年度第3四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)
13	西淀工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	西淀工場	(株) タクマ	4,400,000	令和7年12月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K6, K9
14	平野工場焼却設備整備工事	清掃施設工事	平野工場	JFEエンジニアリング(株)	506,000,000	令和7年12月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6
15	舞洲工場破碎設備中間点検整備工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア(株)	200,530,000	令和7年12月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6
16	舞洲工場2号炉ボイラー設備緊急復旧工事	清掃施設工事	舞洲工場	カナデビア(株)	27,962,000	令和7年12月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K6, K9
17	西淀工場焼却設備中間点検整備工事	清掃施設工事	西淀工場	(株) タクマ	110,000,000	令和7年12月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K6

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

ごみ焼却工場のクレーンバケットは、ごみ貯留ピット内のごみの投入、積み替え、攪拌などを行うためのクレーン設備の主要部品で、じん芥用、灰用、粗大ごみ用がある。各バケットは、予備機も含め年間を通じ過酷な環境で使用しながらごみ処理を安定的に行わなければならないことから、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要で、今年度については、じん芥用と灰バケット、粗大ごみ用の各1機について実施する。

当工場のクレーンバケットは、株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたもので、整備にあたっては設計当初の能力を回復させるとともにクレーン設備全体の性能についても保証を持たせる必要がある。この条件を満たすのは当該バケットを設計・施工した株式会社福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場
(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地 廃水処理施設整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地の廃水処理施設は、最終処分場における浸出水を公共用水域へ放流できる水質まで処理するための施設である。

設備を構成する機器や部品は海水、潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、廃水処理能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

北港処分地の廃水処理施設は、株式会社タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事は、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分に把握したうえで実施しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、工事後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大坂広域環境施設組合 施設部 施設管理課

(電話番号06-6630-3353)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーンバケット整備工事

2 契約の相手方

株式会社福島製作所

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場クレーンバケットは、株式会社福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、工事後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した株式会社福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場 (電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

有限会社サヌキ環境エンジニアリング

3 随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは貯留されるごみを積替、攪拌、投入するために使用し、灰クレーンは灰ピット内の焼却残さ、捕集灰処理物等をトラックに積み込むために使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、有限会社サヌキ環境エンジニアリングにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した有限会社サヌキ環境エンジニアリングのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3 随意契約理由

今回整備を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、焼却炉にごみを供給する設備及び焼却灰の搬出を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場の本設備は富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事において本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場DCS更新工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場DCS設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

本工事は、電気計装設備及び電子計算機設備の機能を維持できるように整備・調整を行うもので、設備の基幹部分となる機器等を交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の本設備は、JFEエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJFEエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却設備電動シャッター修繕

2 契約の相手方

文化シャッターサービス株式会社

3 随意契約理由

本件は、焼却設備灰積出場入口に設置している電動シャッターが、開操作時に巻上げの上限位置で停止せず、シャッターケース内に過剰にシャッターを巻込んでしまい、開閉することができなくなったため、修繕を行うものである。

本設備は、文化シャッター株式会社における独自の技術により舞洲工場のために設計・施工されたものである。また国土交通大臣認定の防火/防煙シャッターであり、建築基準法施行令第112条 第19項第2号で定められている「自動的に閉鎖または作動し、遮煙性能を有する防火設備」で、火災が起きた際の煙及び炎を遮断、区画し、人々が避難する時間を確保する重要な防火設備である。そのため、シャッターの修繕を行う際は、昭和48年建設省告示第2564号に定められた遮煙試験時に届出を行った同じ仕様の部品で部品交換等を行う法的な義務があり、電動シャッターの構造、安全装置等を理論的・経験的に十分把握していることが必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは電動シャッターを設計・施工した文化シャッター株式会社から修理部品の提供を受け、保守点検・修理を行っている文化シャッターサービス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場（電話番号 06-6463-4153）

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場クレーン設備整備工事（その2）

2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3 随意契約理由

今回整備を行う平野工場クレーン設備は、一般廃棄物进行处理する施設のうち、焼却炉にごみを供給する設備及び焼却灰の搬出を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

クレーンを構成する機器や部材は、連続的な稼働により摩耗しやすい状況の下にあり、消耗部品や機器等を定期的に整備・交換することにより、適正な維持管理を図るものである。

当工場の本設備は富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事において本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

（電話番号06-6707-3753）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場ごみピット火災検知装置整備工事

2 契約の相手方

能美防災株式会社

3 随意契約理由

今回整備を行う舞洲工場ごみピット火災検知装置は、当工場の焼却設備及び破碎設備で、消火設備の一部として24時間ごみピットを連続監視する装置である。装置を構成する機器や部材の取替えを行うことで、有事の際に性能が担保されるよう、整備を行うものである。

当工場のごみピット火災検知装置のほか、連携して動作させる放水銃、車両管制装置、ごみクレーン自動運転装置などの関連設備との連携システムは能美防災株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。今回の整備に際しては、ごみピット火災検知装置だけでなく連携させる設備についても十分把握していることが必要であり、設備を設計・施工した会社以外では技術面での対応が不可能である。

さらに、整備後の設備全体に対する一貫した責任を受注者に持たせる必要があり、これら条件を満たすのは本設備を設計・施工した能美防災株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

富士ホイスト工業株式会社

3 随意契約理由

当工場焼却設備のクレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーンがある。

じん芥クレーンは、ごみ貯留ピット内のごみを焼却炉内へ投入するほか、ごみの積み替えや攪拌を行う設備で、また灰クレーンは、焼却後の灰を灰搬出車両に積み込むための設備としていずれも重要な役割を担っている。

本設備が故障した場合、ごみ供給や灰搬出が出来なくなりごみ処理が不能となる。さらに故障が長期化した場合、市民生活にも支障を来すことに繋がる。

このようなことから、安定的に本設備を稼働するためには、各部点検や部品交換など定期的な整備が必要である。

当工場の本設備は、富士ホイスト工業株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的に把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1 号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

J F E エンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

平野工場のボイラー設備は、ごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

本設備については定期的な点検整備を行っているが、過熱器閉塞による故障が発生し、焼却炉の運転が不可能な状態となった。そのため、まずは直営での復旧も検討したが、危険な高所・閉所での詰まり解消作業のため対応困難な故障内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、J F E エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した J F E エンジニアリング株式会社のみである

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

西淀工場のボイラー設備は、ごみを焼却する際に発生する高温の排ガスから熱回収することで高圧蒸気を発生させ、蒸気タービン発電機による発電や周辺地域への熱供給などに用いる焼却設備の重要な構成設備である。

本設備については、定期的な点検整備を行っているが、今回は突発的な故障が発生した。この不具合を解消しなければ、1号炉の運転が不可能な状況となり、直営での復旧も検討したが、水管に付着した灰を専用工具で除去を行う必要があり、対応困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。

そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途定期整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事は、設備の特質を理論的、経験的に十分把握している必要があるため、設備を施工した事業者以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体においても、一貫した責任と性能に係る保証を持たせる必要があるため、この条件を満たすのは、本設備を設計、施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

J F Eエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の本設備は、J F Eエンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJ F Eエンジニアリング株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場破碎設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場破碎設備は、一般廃棄物进行处理する施設のうち粗大ごみの破碎処理を行う施設の設備である。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により損耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、破碎能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の破碎設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2 号炉ボイラー設備緊急復旧工事

2 契約の相手方

カナデビア株式会社

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

本設備については定期的な点検整備を行っているが第1煙道前面水管壁より水漏れが発生し、炉の運転が不可能な状況となっている。まずは直営での作業を検討したが、水漏れ個所が炉内の危険な高所での水漏れであり、専門的な補修を行う必要があるため対応が困難な内容であった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、故障が発生し炉の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要となる。なお、今回は設備を稼働させるために必要な最低限の復旧工事であり、別途整備工事で残部の整備工事を行う予定である。

本設備は、カナデビア株式会社において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したカナデビア株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

株式会社タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場

(電話番号 06-6472-3000)